

北上市学童保育所条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことにより、児童の健全な育成を図るため、北上市学童保育所（以下「学童保育所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
黒沢尻北学童保育所	北上市常盤台一丁目7番75号
黒沢尻東学童保育所	北上市中野町一丁目8番44号
黒沢尻西学童保育所	北上市本石町一丁目6番18号
飯豊学童保育所	北上市村崎野5地割6番地24
江釣子学童保育所	北上市上江釣子17地割2番地4

(開所時間)

第3条 学童保育所の開所時間は次のとおりとする。

- (1) 小学校の授業日 授業の終了時から午後6時15分まで
 - (2) 小学校の休業日 午前7時30分から午後6時15分まで
- 2 市長が必要があると認めるときは、開所時間を午後7時まで延長することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第4条 学童保育所の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 8月13日から8月16日までの日
 - (4) 12月28日から翌年の1月3日までの日
- 2 市長が必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開所し、又は休所することができる。

(利用者)

第5条 学童保育所を利用することができる者は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 学童保育所を利用しようとする児童の保護者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、運営上必要な条件を付することができる。

3 市長は、学童保育所の管理運営上適当でないと認めたときは、第1項の許可をしない。

(利用の中止)

第7条 前条の規定により、利用の許可を受けた児童の保護者が学童保育所の利用を中止しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(利用の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じ、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく長期間にわたり利用の実績がないとき。

(行為の制限)

第9条 学童保育所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学童保育所の利用に必要と認められないもので、物品の販売その他の商行為又は金品の寄附の募集をすること。
- (2) 学童保育所の利用に必要と認められないもので、印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 禁止された場所において飲食をすること。
- (4) 指定以外の場所で火気を使用すること。

(学童保育料)

第10条 学童保育所を利用する児童の保護者は、利用料（以下「学童保育料」という。）を納付しなければならない。

2 学童保育料の額は、次のとおりとする。

- (1) 月額 9,000円
- (2) 第3条第2項の規定に基づき開所時間を延長して利用する場合 1回につき200円
- (3) 一時的に利用する場合 日額500円

(学童保育料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、学童保育料を減免することができる。

(学童保育料の不還付)

第12条 既に納付した学童保育料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(利用料金)

第13条 市長は、第16条の規定により指定管理者を指定したときは、第10条に規定する学童保育料を利用料金として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、当該施設の指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 第10条から前条までの規定は、前項の学童保育料を利用料金として、指定管理者の収入として收受させる場合に準用する。この場合において、第11条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の利用料金の額は、第10条の規定にかかわらず、同条第2項に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、前項の規定により利用料金の額を承認したときは、これを告示しなければならない。

(原状回復)

第14条 故意又は過失により学童保育所の施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は市長の指示に従い、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 学童保育所の施設、設備等に損害を与えた者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第16条 学童保育所の管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、第1条の設置の目的を最も効率的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図られるものであること。

(2) 事業計画書に基づき、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(3) サービスの向上が図られること。

(指定管理者の指定等の告示)

第17条 市長は、法第244条の2第3項又は第11項の規定により、指定管理者の指定をしたとき又は指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第18条 指定管理者の行う学童保育所の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第19条 学童保育所に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第3条第2項及び第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- (1) 学童保育所における放課後児童健全育成事業の実施に関すること。
- (2) 第3条第2項の規定による開所時間の延長及び第5条から第8条までの規定による利用の許可等に関すること。
- (3) 学童保育所の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、次の各号のいずれかを行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定による開所時間の変更
- (2) 第4条第2項の規定による臨時の開所又は休所

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用の状況
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要があると認めた事項

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ資料の提出を求めることができる。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、学童保育所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第16条の規定による指定管理者の指定の手續及び第17条の当該指定の告示は、この条例の施行の前においても行うことができる。